

秋田県条例第二十号

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、老人福祉法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第九条第二項（基準省令第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）中「完結の日から二年間」とあるのは「退所の日から五年間」と、基準省令第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「二人」とあるのは「四人以下」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。